

マイナンバーカードを利用した図書の貸し出しサービスの利用方法

サービスの利用には、利用者登録が必要です。

1 利用者登録のための準備

(1) 貸し出し登録

- ・登録は市内に在住、在勤、在学の方が対象です。
 - ・図書館カウンターで、マイナンバーカードなど住所、氏名、生年月日が確認できる身分証明書を提示してください。
- ※既に図書館カードをお持ちの方は、この手続きは不要です。

(2) マイナンバーカードの取得とマイキーIDの登録

① マイナンバーカードの取得

詳しくは、津市ホームページ内にある「マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）について」のページをご覧ください。

※既にお持ちの方はマイキーIDの登録から)

② マイキーIDの登録（マイナポイントの予約）

【登録方法】

「公的個人認証サービス対応のスマートフォン」または「パソコン・ICカードリーダーライター」を使ってご自身でインターネット上から登録していただきます。

マイキープラットフォームのホームページ内にあるマイキーIDの登録（マイナポイントの予約）のページをご覧ください。

※既に登録がお済の方は、この手続きは不要です。

2 利用者登録

- ① 貸し出しサービスのために初回のみ必要になります。
- ② マイキーID登録済みのマイナンバーカードを図書館カウンターにお持ちください。
- ③ マイナンバーカードを専用端末のICカードリーダーライターに差し込んでください。
- ④ 図書館職員がマイキーIDと図書館カードの番号を連携させ、登録が完了します。

3 貸し出しサービスの利用方法

- ①利用者登録済みのマイナンバーカードと借りたい本を、図書館カウンターにお持ちください。
- ②マイナンバーカードを専用端末のICカードリーダーに、差し込んでください。
- ③図書館職員が貸出処理を行います。

4 よくある質問

- (1) **マイナンバーカードでの利用手続きをすると、従来からの図書館カードは使うことができなくなりますか。**

従来からの図書館カードも引き続きお使いいただけます。

- (2) **利用者登録とはどのような手続きですか。(すでに図書館カードを交付されている方)**

利用者がマイキーID登録済みのマイナンバーカードと図書館カードを図書館へ持参していただき、図書館職員がマイナンバーカードのマイキーIDと図書館カードの番号を連携させます。

- (3) **図書館カードを交付されていない人でも、マイナンバーカードを利用し図書の貸出サービスを利用できますか。**

図書館カードを交付されていない方は、図書館カードの交付手続き、利用者登録を行った後このサービスを利用できるようになります。図書館カードの交付対象者は、市内に在住、在学、在勤の方です。

- (4) **マイナンバーカードと図書館カードの両方を交付されている場合、必ず利用者登録手続きをしなければなりませんか。**

ご希望される方のみ手続きを行っていただきます。

- (5) **総務省から送付されたマイナンバーカードの通知カード(紙のカード)でも利用者登録ができますか。**

通知カードでは登録できません。

- (6) **代理でマイナンバーカードを利用し図書の貸出サービスの利用者登録や利用はできますか。**

できません。

(7) 貸出情報はマイナンバーカードに記録されますか。

貸出情報は記録されません。

マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップ内の民間活用可能な公的個人認証と空き領域の部分）にある利用者証明用電子証明書（利用者が本人であることを証明するもの）を利用するマイキーIDと図書館カードの番号を連携させるのみです。

(8) マイキープラットフォームとは何ですか。

マイナンバーカードにあるICチップの空きスペースを活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービス呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームといいます。

- マイナンバー法で規定された、税・社会保障・災害にしか使えないマイナンバーの部分とは無関係です。
- マイキーIDは、希望する者が自ら登録できるものです。
- マイナンバーカードやマイキープラットフォームには、マイキーIDを搭載するが、図書の貸出し履歴や物品の購入履歴等の情報は保有できません。
- マイキーの行政窓口や店頭での活用においては、ICカードリーダーを利用し、行政窓口職員や店員等にはカードを手渡すことはありません。

(9) マイキーIDとは何ですか。

マイキーIDとは、マイナンバーカードのマイキー部分（ICチップ内の民間活用可能な公的個人認証と空き領域の部分）にある利用者証明用電子証明書（利用者が本人であることを証明するもの）を使って、利用者自身が任意に登録できるIDです（マイナンバー（個人番号）とは異なります）。

(10) マイキーIDはどのように登録すれば良いですか（マイキーIDの登録方法）。

Webサイト「マイナポイントの予約（マイキープラットフォーム）」でマイキーIDを作成していただきます。マイキーIDの登録には、マイナンバーカード、「公的認証サービス対応のスマートフォン」または「パソコン・ICカードリーダー」、利用者証明用電子証明書暗証番号が必要になります。

市民課、各総合支所市民福祉課（久居総合支所は市民課）などでもマイ

キーIDの登録を行うことができます。

(11) 電子証明書の更新手続きを行った場合、マイキーIDを再登録する必要はありますか。

マイキーIDの再登録は不要です。